

「(仮称) 道の駅姫路」造成基本設計業務委託特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「(仮称) 道の駅姫路」造成基本設計業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本業務に当たっては、兵庫県土木部が制定している「委託業務関係共通仕様書」のうち、「設計業務等共通仕様書（共通編）及び（道路編）、「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）」によるほか、この特記仕様書によるものとする。

2 業務期間

本業務の期間は、契約日～令和5年3月24日限りとする。

3 目的

本市では、世界遺産・国宝姫路城を中心に国内外から多くの観光客を迎えているが、来訪手段の約7割が自動車であることから、車利用者の休憩機能や観光情報発信機能を有する道の駅の整備が求められる状況にある。

そこで、単なる休憩施設にとどまらず、地元製品の買い物や飲食で楽しむことに加え、利便性・魅力向上機能や交流機能を併せ持った道の駅を整備することを目指し、令和2年度に「(仮称) 道の駅姫路」整備基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定し、令和3年度「(仮称) 道の駅姫路」基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定したところである。

本業務は、基本計画に掲げる導入機能と整備ポイントを踏まえた施設となるよう、「(仮称) 道の駅姫路」の事業対象地における造成基本設計を作成することを目的とする。

4 用語の定義

この特記仕様書に使用する用語の定義は、共通仕様書によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約書」とは、姫路市契約規則等に規定する書類の様式に関する要綱（昭和62年6月20日制定）第2条第7号ウに規定する契約書（様式第7号 測量、設計委託等）規則第25条関係（以下、「契約書（測量、設計委託等）」という。）をいう。

なお、共通仕様書において引用している兵庫県の土木設計業務等委託契約書の条文については、次の表のとおり読み替えるものとする。

兵庫県の土木設計等業務等契約書	契約書
第1条第5項	第29条第1項
第6条第4項	第4条第5項
第8条	第5条
第10条第1項	第8条第2項
第18条	第9条、第10条

第19条及び第21条	第9条
第20条第1項	第10条第4項
第23条	第12条
第24条	第10条第2項
第29条	第13条
第32条第1項	第14条第1項
第32条第2項	第14条第2項
第34条	第16条
第41条	第17条
第42条	第19条
第43条	第20条

- (2) 共通仕様書第102条第3項に規定する「監督員」及び第1102条第3項に規定する「調査職員」については、この特記仕様書において、「担当職員（「本業務を担当する職員」をいう。以下同じ）」と読み替えるものとする。

5 業務内容

(1) 地質調査

事業予定地の地質構造を把握するための地質調査を実施し、結果をとりまとめる。なお、本業務における作業は、下記を想定する。また、調査実施箇所等の詳細については、担当職員と協議の上、決定することとする。

- ア 機械ボーリング 10m×4箇所
- イ 標準貫入試験 10回×4箇所
- ウ 孔内水平載荷試験 1回
- エ 現場透水試験 4回
- オ 室内土質試験 1式
 - ・土粒子の密度試験
 - ・土の含水比試験
 - ・土の粒度試験
 - ・液性限界試験
 - ・塑性限界試験

カ 資料整理とりまとめ

キ 断面図等の作成

(2) 路床土CBR試験

事業予定地域周辺の市道（市道谷外89号線及び市道谷外74号線）において、路床土のCBRについて調査を行う。

- ア 試料採取 2箇所
- イ 路床土CBR試験 4件

(3) 造成基本設計

ア 敷地条件

- (ア) 所在地：姫路市飾東町豊国字八反田
 - (イ) 敷地面積：約 3 ha
 - (ウ) 用途地域：市街化調整区域
 - (エ) 主な土地利用：田、畑
 - (オ) 防火地域：指定なし
 - (カ) 周辺道路：(西側道路) 国道 372 号／幅員 16.5 m／
交通量 18,912 台/日^{※1}
(南側道路) 市道谷外 89 号線／幅員 4.1～8.5 m
(東側道路) 市道谷外 74 号線／幅員 4.8～7.0 m
 - (キ) 浸水想定区域：0.5～3.0 m 未満の区域、
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）^{※2}
 - (ク) 事業予定地周辺のライフライン敷設状況
 - a 上水道
(国道 372 号) 管径 150 mm
(市道谷外 89 号線) 管径 75 mm
 - b 下水道
(国道 372 号) 管径 450 mm
 - c 都市ガス
(県道 65 号) 中圧管 (A400)
- ※1 平成 27 年度 全国道路交通センサス
※2 事業に伴う盛土により区域外となる見込み

イ 業務内容

基本計画及び「(仮称)道の駅姫路」整備運営事業に係る民間活力導入可能性調査業務（以下「導入可能性調査」という）を踏まえ、実施設計業務に必要な下記事項について、造成に係る図面、概算数量、概算工事費等を取りまとめる。なお、造成基本設計図の作成に当たっては、下記事項について、比較検討を行う。

(ア) 業務計画、準備

受注者は、業務の目的及び主旨を把握した上で設計図書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第 1112 条第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、担当職員に提出するものとする。

また、受注者は、基本計画に示す事業予定地について、地勢、地形、地物、道路状況、交通状況、沿道状況、用排水、土地利用等の現地の状況を十分に把握した上で、設計に必要な諸条件を確認し整理する。

- a 業務計画の作成
- b 現地踏査
- c 設計条件の整理

(イ) 基本設計方針の検討

第5号(1)地質調査業務、基本計画及び導入可能性調査における施設配置計画を踏まえた具体的な整備方針を検討する。

- a 土地利用計画及び動線の基本方針
- b 造成の基本方針

(ウ) 造成基本設計図の作成

第5号(3)イ(イ)の検討を踏まえた各種設計図を作成する。

- a 土地利用計画図（施設配置計画図、計画平面図、断面計画図、動線計画図、土地利用面積一覧表）
- b 整地設計（平面図、断面図、概算土量、法面擁壁計画）
- c 雨水排水計画及び調整池設計（下流河川調査（別途発注業務）のための調査計画策定、設計計画、設計条件、概略図面作成、調整池容量設計計算）
- d 汚水及び上水道計画※3

※3 汚水計画については、関係機関との協議により、市道谷外89号線への敷設検討及び設計が必要となる場合がある。

(エ) 道路予備設計

国道372号道路改良、市道谷外89号線及び76号線道路拡幅及び交差点設計（1箇所）を実施する。

- (オ) 造成に係る工事概算費及び工程表の作成
- (カ) 造成基本設計説明書の作成
第5号(3)イ(ア)～(エ)の検討内容を取りまとめた報告書を作成する。
- (キ) 関係機関との協議資料作成
- (ク) 照査

【比較検討事項】

- ・既設道路（国道・市道）への出入口形状検討（道路管理者・公安委員会との協議含む）
- ・区域内普通河川の付替ルート検討（水利管理者との協議を含む。）
- ・下流河川調査結果（別途発注業務）をもとにネック点比流量の算定、及び流域図作成
- ・調整池の調整容量等設計、設置場所・設置基数・構造形式等の比較検討

(4) 打合せ協議

業務着手時、中間打合わせ（1回）及び成果品納入時の計3回とする。

6 資料貸与

業務実施に当たり、別途発注する「(仮称)道の駅姫路」現況測量業務成果、「(仮称)道の駅姫路」境界確定測量業務成果、その他必要となる資料を発注者が貸与する。

7 成果品

受注者は、業務の成果を共通仕様書第1117条に基づき、次に示す成果品を作成し、成果品の提出について、成果物の電子媒体（CD-R等）を正副2部、成果

物の出力2部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）で提出しなければならない。

- (1) 報告書(A4版)
- (2) 電子データ(CD-ROM)
- (3) 打合せ記録簿
- (4) その他収集及び作成した資料

8 その他

- (1) 実施に際し疑義が生じた場合、設計数量と差異が生じる場合は、速やかに担当職員に申し出、対応を協議すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたとき、この仕様書によりがたい事由が発生したとき及びこの仕様書に記載のない事項については、発注者と速やかに協議し、指示を受けるものとする。